

Q. 税務調査では調査官は何を見ているのですか？

税務調査を何度も受けると、調査官はどのようなものを、どのような流れで見えていくのか、だいたいのところを把握することができるようになります。しかし実際のところ、そう何度も税務調査を受けたことがある経営者はいないもの。今回は税務調査で、調査官が見ているものを解説します。

まず税務調査が始まると、「事業概況」のヒアリングから入る場合は多いです。つまり、会社を設立した経緯や現在の事業の内容等を、調査官が概略的に把握したいのです。ここは税理士ではなく経営者の出番なのですが、調査官はこの場面で経営者の人柄・性格を把握しようとしています。

税務調査は確かに、会社の数字をチェックするのですが、あくまでも人対人の関係性の中で行われるものなのです。こちら側としても、調査官の人柄や性格によって対応が変わると同じように、調査官もこちらのことをチェックしているのです。

さて次は、調査官が帳簿のチェックを始めます。調査官が持っている資料は、あくまでも税金の申告書だけ。どのような計算過程でその申告書ができたのかはわかりません。これを帳簿から把握しようというわけです。

帳簿は主に「元帳（もとちょう）」と呼ばれるものをチェックするのですが、このあたりは税理士が整理しているので大丈夫です。

ここで普段から準備しておくべきことが2つあります。

①帳票類の整理

調査官は帳簿を見ながら税務調査をしているのですが、ここで間違いなく提示を求められるのが帳票類です。帳票類とは原始資料とも呼ばれるもので、請求書や発注書、領収書や契約書のように、売上や経費を計上する基となった資料のことです。

取引先からの請求書や発注書・見積書などはメール等の電子データの場合も多いですが、調査官に提示を求められたらすぐに提示できる状況にしておく必要があります。間違っても「探しましたがありません」では通りません。

②経理処理の流れ

どういう流れで売上を計上しているのか、たとえば、取引先に見積もりを提示し、先方から受注した段階で請求書を発行してから売上計上など、経理処理の流れを明確に説明できる資料があればいいでしょう。

(平成26年6月掲載：この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。)